

共通仕様書 土木工事編 ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
44	第1編第1章 総 則	<p>1-1-44 提出書類</p> <p>1. 請負者は、監督員の指定する日（約款に提出期限の定めがある場合はその日）までに次の各号にかかげる書類を提出しなければならない。この場合においてこれを変更する場合はその都度提出しなければならない。</p> <p>(1)工程表（第2号様式）・・・契約締結後14日以内 (2)現場代理人及び主任技術者等通知書（第11号様式） (3)着工届（第28号様式） (4)工事完成届（第24号様式） (5)その他工事施行上必要と認める書類</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>主任技術者又は監理技術者が請負者との雇用関係にあることを証明できるものを、「現場代理人及び主任技術者等通知書」の提出時に、監督員に提示することを義務化。</p> </div> <p>1-1-44 提出書類</p> <p>1. 請負者は、監督員の指定する日（約款に提出期限の定めがある場合はその日）までに次の各号にかかげる書類を提出しなければならない。この場合においてこれを変更する場合はその都度提出しなければならない。</p> <p>(1)工程表（第2号様式）・・・契約締結後14日以内 (2)現場代理人及び主任技術者等通知書（第11号様式） <u>主任技術者又は監理技術者が所属建設会社との直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は、入札申込日以前に3ヶ月以上）にあることを確認するため、請負者は「現場代理人及び主任技術者等通知書」に経歴書を添付するとともに請負業者との雇用関係が証明できるもの（健康保険被保険者証又は監理技術者資格者証等）を監督員に提示しなければならない。</u> (3)着工届（第28号様式） (4)工事完成届（第24号様式） (5)その他工事施行上必要と認める書類</p>
		<p>・主任技術者又は監理技術者の雇用関係を確認することとしました。（工事成績評定項目の対象です。） （専任の場合は入札申込日以前に3ヶ月以上の雇用期間が必要です。）</p> <p>・監督員に雇用関係を証明できるもの（健康保険被保険者証又は監理技術者資格者証等）を提示して確認を受けて下さい。</p> <p>【参考】「監理技術者制度運用マニュアル」（http://www.milt.go.jp/common/000004801.pdf） （国土交通省>>政策・仕事>>総合政策>>建設産業・不動産業>>ガイドライン・マニュアル）</p>	